

奈良市公報

第16号

令和元年12月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
11 18	336	奈良市公報号外第12号に掲載	介護福祉課
11 18	337	放置自転車等の処分	環境政策課
11 18	338	放置自転車等の保管	環境政策課
11 18	339	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	保護第一・第二課
11 18	340	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
11 19	341	道路の位置指定	建築指導課
11 21	342	放置自転車等の保管	環境政策課
11 22	343	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
11 22	344	歴史的風致形成建造物の指定	奈良町にぎわい課
11 25	345	奈良市公報号外第12号に掲載	会計課
11 25	346	奈良農業振興地域整備計画の変更案の公衆縦覧	農政課
11 25	347	放置自転車等の保管	環境政策課
11 26	348	住民票の職権消除	北部出張所
11 26	349	道路の位置指定の一部廃止	建築指導課
11 26	350	道路の位置指定	建築指導課
11 26	351	道路の位置指定	建築指導課
11 26	352	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	保護第一・第二課
11 26	353	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
11 26	354	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の再開の届出	保護第一・第二課
11 27	355	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11 28	356	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
11 28	357	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護第一・第二課

11	28	358	生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	保護第一・第二課
11	28	359	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	保護第一・第二課
11	28	360	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
11	28	361	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11	29	362	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
11	29	363	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
監 査 委 員				
月	日	番号	件名	
11	21	9	包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
11	21	10	奈良市公報号外第12号に掲載	
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件名	
11	19	18	選挙人名簿の登録日の変更	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
11	29	10	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第 337号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和元年11月18日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和元年11月18日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成31年4月4日、同月8日、同月11日、同月12日、同月14日、同月16日、同月18日、同月22日及び同月25日

奈良市告示第 338 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 11 月 18 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年 11 月 18 日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 339 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年 11 月 18 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
三宅医院	奈良県奈良市南京終町四丁目 378-57	令和元年 9月30日
医療法人聡啓会 中井耳鼻咽喉科	奈良県奈良市学園北二丁目 1-6セブンスターマン ションB3	令和元年 10月1日

奈良市告示第 340 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年 11 月 18 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あすなろ薬局 学園北店	奈良県奈良市学園北二丁目 2-19 マードアイビル 1F	令和元年 9月15日

奈良市告示第341号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和元年11月19日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市あやめ池北二丁目4番15号
申請者氏名	株式会社 ヒラサワ住宅 代表取締役 金岡 正樹
道路の位置	奈良市神殿町94番1の一部
道路の幅員	最大4.10m 最小4.09m
道路の延長	37.74m
指定年月日	令和元年11月19日
指定番号	第R0111号

奈良市告示第392号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年11月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年11月21日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 343 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項の規定により、令和元年11月29日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和元年11月22日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市告示第 344 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 12 条第 1 項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和元年 11 月 22 日

奈良市長 仲川 元庸

指定番号	指定年月日	指定名称	概要	所在地
第 17 号	令和元年11月22日	徳田家住宅	主屋（木造平屋建、切妻造、平入、棧瓦葺） 土地（奈良市紀寺町922番地）	奈良市紀 寺町 922 番地
第 18 号	令和元年11月22日	山本家貸家	主屋（木造二階建、切妻造、平入、棧瓦葺一部銅 板葺） 土地（奈良市南市町16番地2）	奈良市南 市町 16 番 地 2
第 19 号	令和元年11月22日	植田家住宅	主屋（木造つし二階建、切妻造、平入、棧瓦葺） 旧蚊帳工場（木造平屋一部二階建、切妻造、平入、 棧瓦葺） 土地（奈良市紀寺町943、944、945番地）	奈良市紀 寺町 943、 944、945 番地

奈良市告示第346号

奈良農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、令和元年12月24日までに市に意見書を提出することができる。また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和2年1月8日までに本市にこれを申し出ることができる。

令和元年11月25日

奈良市長 仲川元庸

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

令和元年11月25日から令和元年12月24日まで

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 観光経済部 農政課

奈良市告示第 347 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年11月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年11月25日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第348号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年11月26日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人
省略

奈良市告示第 349 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり一部廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和元年11月26日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市柏木町519番23号
申請者氏名	株式会社 吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩
廃止する道路の位置	奈良市法蓮町323番1及び同番12の各一部
廃止する道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
廃止する道路の延長	17.82m
廃止年月日	令和元年11月26日
廃止番号	第R0113号

奈良市告示第 350 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和元年11月26日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市柏木町519番23号
申請者氏名	株式会社 吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩
道路の位置	奈良市法蓮町323番1
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	46.65m
指定年月日	令和元年11月26日
指定番号	第R0114号

奈良市告示第351号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和元年11月26日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
申請者氏名	積和不動産関西 株式会社 代表取締役 北田 康
道路の位置	奈良市秋篠早月町293番7の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	34.99m
指定年月日	令和元年11月26日
指定番号	第R0106号

奈良市告示第 352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月26日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は 休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス センター和楽園	奈良県奈良市古市町 1886-1	地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）	令和元年 8月31日
社会福祉法人 奈良市和楽園	奈良県奈良市古市町 1886-1		

奈良市告示第 353 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 11 月26日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与	令和元年 8月31日
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社 スエメディカル	奈良県奈良市富雄元町二丁目 6-48 ライオンズプラザ 富雄2F 210-7区画	居宅 福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与	令和元年 8月31日
株式会社 スエメディカル	大阪府大阪市浪速区難波中 1-6-8		
デイサービス こすもす	奈良県奈良市大安寺四丁目 4-28	地域密着型通所介護	令和元年 9月1日
株式会社 YAMADA	奈良県天理市櫛本町237 5-1 馬場ハイツ301号		
優倭ホームケア サービス	奈良県奈良市平松二丁目22番 32号 プロシード101号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和元年 8月31日
合同会社 優倭	奈良県奈良市平松四丁目 8番34号		

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を再開した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 11月26日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		再開した施設又は 再開した事業の種類	再開年月日
名称	所在地		
開設者		再開した施設又は 再開した事業の種類	再開年月日
名称	主たる事務所の所在地		
奈良デイサービス センター	奈良県奈良市秋篠町 1567番地	居宅 通所介護 通所型サービス（独自）	令和元年 10月1日
社会福祉法人 福寿会	奈良県奈良市山陵町 1085番地		

奈良市告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和元年11月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年7月11日 奈良市指令整開 第19A-11号

令和元年11月12日 奈良市指令整開 第19A-11-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年11月27日 第1709号

公共施設 令和元年11月27日 第842号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1750番1、1752番、1753番の各一部、1749番4、1750番8及び1752番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市西城戸町1番地の4

株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町1749番4、1750番1、1750番8、1752番2、及び1753番の各一部

(2) 下水道

奈良市中山町1750番1、1752番及び1753番の各一部

奈良市告示第356号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和元年11月28日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970100703	訪問介護	医療法人岡谷会	奈良市西木辻町 200番地	岡谷会ホームヘルプステーション新大宮	奈良市芝辻町 4-72

奈良市告示第 357 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月28日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	訪問看護ステーション グットライフ	奈良県奈良市朱雀一丁目4番地の19 グリーンエクセルマルコウB-102	令和元年 5月7日
新	訪問看護ステーション グットライフ	奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10	

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月28日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	訪問看護ステーション グットライフ	奈良県奈良市朱雀一丁目4番地の19 グリーンエクセルマルコウB-102	有限会社やまびこ	令和元年 5月7日
新	訪問看護ステーション グットライフ	奈良県奈良市朱雀五丁目3-10		
旧	居宅介護支援事業所 八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2 ユアーズプラザ井田202号室	株式会社八重桜	令和元年 6月1日
新	居宅介護支援事業所 八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2- 205		
旧	ケア・サポートゆい	奈良県奈良市中山町1259番地	株式会社ゆい	令和元年 6月15日
新	ケア・サポートゆい	奈良県奈良市南京終町二丁目 1201-14		
旧	あきつ介護支援 センター	奈良県奈良市中山町1062 ハイツ竜王105	合資会社あきつ	令和元年 8月10日
新	あきつ介護支援 センター	奈良県奈良市押熊町2211 エスポワール登美ヶ丘A202		
旧	訪問介護おっはー	奈良県奈良市南京終町六丁目 568番地9	株式会社脇阪	令和元年 5月10日
新	訪問介護おっはー	奈良県奈良市南京終町七丁目 564番地4		

旧	ケアサポート さくらんぼ	奈良県奈良市下狭川町597番地	株式会社さくらんぼ	令和元年 9月1日
新	ケアサポート さくらんぼ	奈良県奈良市田原春日町44番地3		
旧	ヘルパーステーション ほほえみ	奈良県奈良市杉ヶ町86-8 MiRA1BLDG. III 4階	株式会社 永遠	令和元年 7月1日
新	ヘルパーステーション ほほえみ	奈良県奈良市南紀寺町二丁目 341-4		
旧	樹楽 富雄	奈良県奈良市富雄川西一丁目 18番31号	株式会社モロアス	令和元年 9月1日
新	樹楽団らんの家 富雄	奈良県奈良市富雄川西一丁目 18番31号		

奈良市告示第 359 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 11 月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		休止した施設又は 休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和元年 11月1日
名称	主たる事務所の所在地		
エリシオン介護 ステーション奈良	奈良県奈良市石木町800	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和元年 11月1日
医療法人 仁誠会	奈良県奈良市石木町800		

奈良市告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月28日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和元年 9月30日
ケアプランセンター おうとく	奈良県奈良市東九条町 752番地		
医療法人 応篤会	奈良県奈良市東九条町 752番地	居宅 訪問介護	令和元年 9月30日
ヘルパーステー ション とみのくに	奈良県奈良市中町3857番地		
特定非営利活動法人 夢のかけはし	奈良県奈良市中町3857番地	地域密着型通所介護	令和元年 10月1日
デイサービス・チル チル	奈良県奈良市大宮町二丁目 3-4-103		
特定非営利活動法人 アメニティー・ライフ サポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町 91番地4号		

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和元年11月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成31年3月28日 奈良市指令整開 第18A-47号

令和元年11月1日 奈良市指令整開 第18A-47-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年11月28日 第1710号

公共施設 令和元年11月28日 第843号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓町2195番4、2195番5、2197番4、2198番4、2200番3、2201番1、2215番、2216番、2218番、2219番2、2222番2、2228番2、2229番2及び2497番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市鳥見町三丁目4番地の10

大神 勝美

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市三碓町2195番4、2201番1、2215番、2216番、2222番2、2228番2、2229番2及び2497番の各一部

(2) 下水道

奈良市三碓町2201番1、2216番、2222番2、2228番2、2229番の各一部

(3) 付替里道

奈良市三碓町2195番4、2216番、2228番2の各一部

(4) 調整池

奈良市三碓町2201番1、2215番、2216番、2222番2、2229番2及び2497番の各一部

奈良市告示第 362 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により下狭川奥町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 11 月 29 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町 2987 番地	奈良市下狭川町 2981 番地
代表者の氏名 及び住所	大西 秀実 奈良市下狭川町 2987 番地	三浦 巳千男 奈良市下狭川町 2981 番地

2 変更の年月日

平成 31 年 4 月 1 日

奈良市告示第 363 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和元年11月29日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年11月5日 奈良市指令整開 第19A-18号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年11月29日 第1708号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大森町148番及び149番（30街区3画地）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市大森町64番1

田村 裕

田村 明美

監 查

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和元年11月21日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	松	下	幸治
同	太	田	晃司

奈企第 1025 号

令和元年 11 月 19 日

奈良市監査委員 東口 喜代一 様
同 中本 勝 様
同 松下 幸治 様
同 太田 晃司 様

奈良市長 仲川 元庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について (通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成17年度包括外部監査「財務管理事務の執行状況と財務管理組織の整備状況について」の結果に対する措置状況について

第二 監査の実施及び結果

V. 監査の結果

1. 赤字事業の事業資金を有利子負債で調達するのは不健全である
(経営企画課)

【監査結果】

奈良市の下水道事業は、その事業資金の多くが市債によって調達されており、平成16年度末の下水道事業に係る市債残高は500億円を超えている。一方で奈良市の下水道事業は、「I. 2 (2) 特別会計の財政状況の評価」で述べたように、支払利息控除後の「当年度事業収支」のみならず支払利息控除前事業収支も赤字であった可能性が高い(注V-1)。

赤字事業は支払利息を事業収入によって賄うことができないから、赤字事業の事業資金を有利子負債によって調達するならば、利息負担の増大がさらに赤字を増大させるという悪循環に陥るので、不健全である。「債務者は赤字補填資金を借入れてはならず、債権者は赤字補填資金を融資してはいけない」というのは、財務の基本原則である。

地方財政法第6条は、「公営企業の経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第5条の規定による地方債の収入を含む)をもってこれに充てなければならない」としている。これは、公営企業は原則として独立採算で経営されるべきであって、公営企業の事業損益(収支)の赤字を一般会計等が損失補填してはならない(納税者に負担させるべきではない)ことを規定しているものである。

しかし、地方財政法第6条が“当該企業の経営に伴う収入”について「(第5条の規定による地方債の収入を含む)」と規定していることを根拠に、この規定を「公営企業の事業損益(収支)の赤字を一般会計等が損失補填する(納税者に負担させる)ことは許されないが、それを地方債の収入で補填するのは良い、という趣旨である」と解釈する見解もあるかもしれないが、それは誤りであろうと考える。なぜならば、公営企業の事

業損益（収支）の赤字を地方債の収入で補填するならば、利息負担により赤字がさらに増大し、増大した赤字を結局は納税者が負担せざるを得ないことになり、公営企業の事業経費は原則として事業の受益者が負担すべきであるという当該規定の趣旨に反するからである（注V-2）。

公営企業の事業資金を地方債で賄っても良いのは、公営企業の事業損益（収支）が黒字である場合（支払利息控除前利益が支払利息よりも大きい場合）である。事業損益が赤字の場合は自己資本を投入して地方債を返済することにより、金利負担を減らして赤字の縮小をはかるべきである。

したがって奈良市は、下水道事業に対してできるだけ多くの自己資本を投入することにより、下水道事業に係る市債残高を減少させる必要があるであろう。また下水道事業の支払利息控除前の赤字を減少させるためには、下水道使用料の値上げ（営業収益の増加）かまたは事業経費の削減（あるいは両方）が必要である。いずれにしても下水道事業については、抜本的な経営及び財務改善計画を策定することが必要であろう。

（注V-1）奈良市の下水道事業には地方公営企業法が適用されておらず、したがってその会計は、発生主義による企業会計ではなく現金収支会計なので、事業損益が測定されていない。しかし「I. 2（2）①」で述べたように、奈良市の下水道事業は支払利息控除前事業収支（損益）も赤字であったと推定される。

（注V-2）地方公営企業法第17条の2は地方財政法第6条と概ね同様の趣旨の内容を規定しているが、「（地方債の収入を含む）」というカッコ書きはない。

【措置の内容】

下水道などの公共インフラ事業は開始当初は自己資本がなく、短期に集中して多額の投資を要する事業です。一方、その事業効果は長期にわたるため、財源については地方債を充当することで世代間の公平を図っています。

独立採算という公営企業の原則に従えば、費用に見合った使用料設定をするべきですが、公共下水道事業は極めて公共性が高く、生活環境の保全や河川環境及び洪水等都市災害の防止等、市民生活を守るという一面もあるため、一般会計から繰入れを行うことで使用料水準を抑制してきました。

しかし、望ましい状態ではないことから、平成25年9月分から下水道使用料を約30%

引き上げ、収支改善を図り、一般会計からの繰入れを削減しました。また平成26年4月1日に下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに上水道部局との組織統合を行い、更なる経営の効率化と経営状況の明確化を図ってまいりました。

平成29年度から令和8年度までの財政収支見通しでは、令和2年度には資金が不足する見込みとなるため、平成30年度には有識者会議や上下水道事業運営審議会を開催し、議会承認を得て令和2年5月分から下水道使用料を約20%引き上げることとなりました。採算性を考慮した計画を策定し、適正な料金設定をすることにより使用料収入の増加を図るとともに、更なる経費削減を行い、健全な経営に努めてまいります。

平成18年度包括外部監査「下水道事業の経営管理について」の結果に対する措置状況について

第二 監査の実施及び結果

II 下水道事業の監査の結果

1. 公共下水道事業は独立採算原則に則って経営されているとは言い難い

奈良市の公共下水道事業は地方財政法上の公営企業であるから、地方財政法第6条に定める独立採算原則に則って経営されるべきであるにもかかわらず、以下に述べる理由により、独立採算原則に則って経営されているとは言い難い。

(経営企画課)

【監査結果】

(1) 奈良市公共下水道事業の事業計画においては採算性が十分には考慮されていない

奈良市公共下水道事業の平成22年までの中期事業計画においては、独立採算原則に基づく下水道使用料の決定、地方債残高の増加に伴う将来負担、事業赤字見通しなどの試算は行われていないため、採算性を十分に考慮した下水道事業経営が行われているとは言えない。

また、会計年度ごとの利益計画が策定されておらず、したがって、年度利益計画を達成するための予算統制も行われていない。

【措置の内容】

平成26年4月1日から、下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに上水道部局との組織統合を行い経営状況の明確化と経営の効率化を図りました。また平成26年度決算を反映した平成29年度から令和8年度までの財政見通しを作成したところ、令和2年度には資金が不足する見込みとなるため、平成30年度には有識者会議や上下水道事業運営審議会を開催し、議会承認を得て令和2年5月分から下水道使用料を約20%引き上げることにより、使用料収入の改善が見込めることになり、今後、採算性を十分に考慮した経営を行ってまいります。

(経営企画課)

【監査結果】

(2) 実際に奈良市公共下水道事業の財政は赤字である

包括外部監査人が奈良市公共下水道事業の損益計算書を推計したところ、平成17年度において支払利息控除前の営業損益ベースで9億円の赤字、経常損益は26億円の赤字、当期純損益は15億円の赤字となっている。

【措置の内容】

収支の改善を図るため、平成25年9月分から下水道使用料を約30%引き上げました。また平成26年4月1日から下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに上水道部局との組織統合を行い経営状況の明確化と経営の効率化を図りました。さらに平成29年度から令和8年度までの財政収支見通しを作成したところ、令和2年度には資金が不足する見込みとなるため、平成30年度には有識者会議や上下水道事業運営審議会を開催し、議会承認を得て令和2年5月分から下水道使用料を約20%引き上げることとなりました。今後とも採算性を考慮した取組を行います。

(経営企画課)

【監査結果】

2. 下水道事業は財政赤字であるにもかかわらず、借金に依存した経営が行われているのは不健全である

奈良市の下水道事業は、多額の有利子負債を抱えている（平成17年度末で、公共下水道事業525億円、農業集落排水事業33億円）。一方、奈良市の下水道事業は、支払利息を差引く前の営業損益ベースでも赤字であった（平成17年度で、公共下水道事業9億円の赤字、農業集落排水事業1億円の赤字。）。

営業損益ベースで赤字であれば支払利息を賄うことができず、赤字事業の事業資金を有利子負債によって調達するならば、利息負担の増大がさらに赤字を増大させる（経常損益ベースでの赤字の拡大）という悪循環に陥るので、不健全である。

【措置の内容】

下水道などの公共インフラ事業は開始当初は自己資本がなく、短期に集中して多額の投資を要する事業です。一方、その事業効果は長期にわたるため、財源については地方債を充当することで世代間の公平を図っています。平成17年度末から徐々に減少していますが、企業債残高は多額となっています。そのため、財務の改善を図るべく、平成25年9月分から下水道使用料を約30%引き上げました。また平成26年4月1日から、下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに上水道部局との組織統合を行

い経営状況の明確化と経営の効率化を図りました。さらに平成 29 年度から令和 8 年度までの財政収支見通しを作成したところ、令和 2 年度には資金が不足する見込みとなるため、平成 30 年度には有識者会議や上下水道事業運営審議会を開催し、議会承認を得て令和 2 年 5 月分から下水道使用料を約 20%引き上げることとなりました。今後も、適正な料金設定を行い、健全な経営を目指します。

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により令和元年12月1日現在の選挙人名簿の登録日を令和元年12月2日に定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定に基づき告示します。

令和元年11月19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

農業委員会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会令和元年12月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和元年11月29日

奈良市農業委員会 会長 巽 一孝

1 日時

令和元年12月6日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について(11月専決処理分)
- (4) 水田利用転換届出について(11月専決処理分)
- (5) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について

・農政に関する事項

- (1) 令和2年度遊休農地解消活動について